

JIS Q 9100:2009 版に基づく IAQG 認可航空宇宙
審査員向け移行研修コースを運用する研修提供者
及び研修提供者承認機関に対する要求事項

目次

1.	適用範囲	3
2.	引用規格及び関連文書	3
3.	用語の定義	4
4.	IAQG認可移行研修コース提供者に対する要求事項	4
4.1	一般	4
4.2	管理手順	4
4.3	記録	5
4.4	マネジメントレビュー	6
4.5	講師の管理	6
4.6	施設	8
4.7	変更	8
4.8	苦情及び異議申し立て	8
4.9	移行研修コースの提供のための要求事項	9
4.10	研修生の評価	10
4.11	証明書	12
5.	研修提供者承認機関に対する要求	12
6.	本文書の責任	13

1. 適用範囲

この文書は、SJAC9010で規定されるJIS Q 9100:2004版に基づくJIS Q 9100 航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員の有資格者が、JIS Q 9100:2009版に基づく審査員資格へ移行するための研修コース(以下、移行研修コース)を提供する研修提供者及び研修提供者承認機関に適用される。

1.1 目的

この文書は、研修提供者が提供する移行研修コースに関わる要求事項を定めている。

また、この文書は、移行研修コースに関わる要求事項のみを対象にしており、この文書に示されていない事項は、関連文書による。

2. 引用規格及び関連文書

この文書に引用される規格及び関連文書を以下に示す。引用規格は、この文書に引用されることによってこの文書の一部を構成する。

2.1 引用規格

JIS Q 9100:2009	品質マネジメントシステム—航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項
JIS Q 9001(ISO 9001 : 2000), JIS Q 9001(ISO 9001: 2008)	品質マネジメントシステム—要求事項

2.2 関連文書

SJAC9010	JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認定・審査登録に対する要求事項
SJAC9011	航空宇宙審査員研修コースの開発、実施及び管理に関する要求事項
SJAC9101	品質マネジメントシステム 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する審査要求事項
SJAC9104pre	航空宇宙 品質マネジメントシステムの審査登録制度に関する要求事項
SJAC9104-3	航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項

IAQG OPMT 補足規定 001 9100/9110/9120:2009 移行に関する規定
(2011年5月3日改定版) (注1)

IAQG ICOP Resolutions Log (注2)

注1: IAQG OPMT 補足規定 001 (和訳版) は、航空宇宙品質センターの HP
(<http://www.sjac.or.jp/jaqq/index.htm>) より入手可能。

英文は、OASIS の HP (https://www.sae.org/?PORTAL_CODE=IAQG) より入手可能。

注2: IAQG ICOP Resolutions Log は、OASIS の HP

(<https://www.sae.org/iaqgdb/oasishelp/IAQGResolutionLog.xls>)

より入手可能。

3. 用語の定義

用語の定義は以下を除き、SJAC9011 による。

IAQG 認可移行研修コース

JIS Q 9100:2009 版に基づく航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員資格への移行のための IAQG が承認した移行研修コース

IAQG 認可研修コース開発者

IAQG 認可移行研修コースの開発担当組織

4. IAQG 認可移行研修コース提供者に対する要求事項

4.1 一般

IAQG 認可移行研修コース (以下移行研修コースとする) を提供する研修提供者は、移行研修コース提供に先立ち、SJAC9011 及び JRMC が承認した研修提供者承認機関の要求事項に従って、研修提供者承認機関より基礎コース又は専門コースの研修提供者として承認を得ておかなければならない。

また、研修提供者は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、IAQG が承認した移行研修コースの教材及び評価方法を使用しなければならない。

4.2 管理手順

研修提供者は、移行研修コースを提供するため次の項目について手順書を作成し維持しなければならない。

- a) 教材及びカリキュラムの管理；
- b) 研修コースの提供；
- c) 要求がある場合、研修生の必須知識の検証；
- d) IAQG 認可研修コース開発者が提供する研修コースの管理、及び該当する場合、この

文書の要求事項に合致していることを確実にするための日本国外で実施する研修コース及び日本語以外で実施する研修コースの管理；

- e) 研修コースの宣伝広告；
- f) 研修コース教材及び研修コースの管理のための文書管理システム
- g) 講師の教育・訓練プログラム；
- h) マネジメントレビュー
- i) IAQG 認可研修コース開発者へのデータ提出を含む、個々の研修生及び研修コースごとの必要な記録；
- j) 試験問題のセキュリティ及び機密保持を含む、試験、再試験の実施及び運用方法；
- k) 講師の評価に使用する評価方法；
- l) 研修コース内容に関する IAQG 認可研修コース開発者との調整及び重大な変更についての研修提供者承認機関への届出；
- m) 苦情及び異議申し立て

4.3 記録

4.3.1 研修提供者は、移行研修コースの提供がこの文書の要求事項に合致していることを証明する記録を維持しなければならない。

- a) 記録は、研修提供者承認機関および JRMC が閲覧及び利用可能であること。
注：IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意の範囲内とする。
- b) 該当する場合、研修に関する記録は、研修提供者がこの文書に基づく研修コース提供の業務を停止した場合でも、無償で研修提供者承認機関および JRMC が閲覧及び入手可能であること。
注：IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意の範囲内とする。
- c) 記録は原則として日本語を使用すること。他言語の場合は事前に研修提供者承認機関の承認を得るか日本語の翻訳記録を作成すること。
注：IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、他言語で作成された記録の翻訳は不要。

4.3.2 記録は、研修提供者承認機関が閲覧及び利用可能である媒体(紙、電子ファイル等)を使用しなければならない。

4.3.3 受講者に関する記録(該当する場合、継続的評価結果や受講証明書を含む)は5年以上保管すること。

4.3.4 移行研修コースの記録には、該当する場合、次の事項を含まなければならない。

- a) 開催場所、日付、実施日程表(時間割)
- b) 講師、見習い講師及びオブザーバーの氏名及び分担した役割の概要

- c) 使用した研修コースの文書
- d) 使用した試験問題
- e) 全研修生の氏名
- f) 個人別の試験結果及び継続的評価結果
- g) 研修生に対する合格者の割合
- h) 再試験を受けた研修生の名前及び再試験結果
- i) IAQG が発行した合格証明書及び研修機関が発行した証明書の識別番号

4.4 マネジメントレビュー

研修提供者の経営者は、品質マネジメントシステムが有効であり、SJAC9010、この文書及び研修提供者承認機関の要求事項に適合していることを確認するため、少なくとも年に1回は品質マネジメントシステムをレビューしなければならない。レビューには、該当する場合、次の事項を含むこと。

- a) 前回のマネジメントレビュー会議の処置
- b) 研修提供者承認機関のサーベランス結果に関する処置
- c) 研修提供者及び研修コースの管理手順
- d) 研修コースの提供内容
- e) 講師の力量及び今後の教育・訓練/継続的専門的能力開発（CPD）の必要性
- f) 苦情及び異議申し立て
- g) 研修生からのフィードバックの分析及び合格/不合格率
- h) IAQG 認可研修コース開発者へのフィードバックの結果

研修提供者は、レビュー記録を作成し、3年間以上保管すること。

4.5 講師の管理

4.5.1 講師の力量

講師は、次の力量を有しなければならない。

- a) 講師を行う研修コースの内容について審査マネジメントシステムの原理及び訓練に精通した経験を持っている。
- b) 適切な審査知識の修得及び審査スキルの開発を促進できる力量がある。
- c) 教える力量及び現行の研修コースの教材及び文書に精通している。
- d) 現行の審査訓練の知識及び関連規格について知識がある。
- e) IAQG 認可研修コース開発者による講師用研修コースを修了している。
注記：講師用研修コースの受講条件として、事前に IAQG によって認知された研修提供者による移行研修コースを合格修了していることが求められる。

4.5.2 講師の力量の確認

研修提供者は、講師が研修コースを担当する前に、講師が 4.5.1 項に規定する力量を有していることを確認しなければならない。また、これには次の事項を含むこと。

- a) 訓練された講師の監督の下で、少なくとも 1 回は該当の研修コースに講師として研修に参加する。
但し、講師が航空宇宙審査員基礎研修コースの講師としての経験がある場合は、訓練された講師の監督は必要としない。(4.5.5 参照)
- b) 研修コースを実施及び管理している研修提供者により監視されている。
- c) IAQG 認可研修コース開発者による講師用研修コース終了後に IAQG 認可研修コース開発者より入手したフィードバックに基づき、必要な処置がとられている。

4.5.3 講師の審査経験

研修コースを担当する講師は、国際的に認知された(例えば、IPC に参加している)審査員認証機関によって QMS 主任審査員として承認されているか、あるいは JIS Q 9001(ISO 9001:2000) もしくは JIS Q 9001(ISO 9001:2008)規格の全要素をカバーした第三者審査又は第三者審査の審査チームに審査リーダーとして参加した経験を根拠とした審査力量を有していなければならない。

4.5.4 講師の実務経験

各研修コースを担当する講師の一人は、航空宇宙産業における産業実務経験を有しなければならない。この産業実務経験は、機体製造業者、主要な供給者及び装備品供給者の製造にかかわる、企業、防衛省、国土交通省航空局、宇宙航空研究開発機構(旧宇宙開発事業団を含む)において4年以上常勤として、航空宇宙産業の設計、製造、品質管理又は生産技術に直接関与していること。(この4年は、直近の10年以内であること。)産業実務経験は SJAC9010 の 7.2.1 項に定める品質マネジメントシステムの要素に直接関与していたか、又は知識を有していなければならない。

注 意

講師が産業実務経験を有する講師(過去、他の研修提供者に承認された経験も含む)として研修提供者に承認された後、上記の要求事項を満たせなくなった場合、研修提供者による講師の力量維持の確認を条件に産業実務経験を有する講師として継続することができる。この例としては講師の航空宇宙における産業実務経験が11年以上前となった場合が該当する。尚、航空宇宙産業経験審査員資格を継続して保有する場合は、この条件を満たすとみなされる。

4.5.5 講師の力量維持及びレビュー

研修提供者は、全ての講師が研修提供者の力量要求に合致し十分満足できる遂行能力を維持することを確実にする文書化された手順を有しなければならない。

これらの手順は、各々の講師の遂行能力について年1回以上レビューすることを含むこと。
研修提供者は、レビュー記録を保管すること。

移行研修コースの実績がない場合（例えば、研修提供者が初めて移行研修コースを提供する場合など）、研修提供者は、初回の移行研修コース開催前に講師の力量を確認したことを示す証拠書類を持っていなければならない。

但し、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、IAQG 認可研修コース開発者の講師を使用する場合を除く。

4.6 施設

研修提供者は、適切な研修施設を準備しなければならない。その施設には、教室、視聴覚、その他の訓練用器材及びチーム活動のために必要な施設が含まれる。

また、セキュリティ対応も含め、電子式研修及び試験を公正に実施するための必要な施設及び器材を準備しなければならない。

4.7 変更

研修提供者は、住所変更又は組織構成又は IAQG 認可研修コース開発者から提供される移行研修コースに関する変更を含む、サービス提供に関する全ての重要な変更点に関して、研修提供者承認機関に通知しなければならない。変更の内容によっては、研修提供者承認機関は、研修提供者の管理方法について再承認を要求してもよい。

4.8 苦情及び異議申し立て

4.8.1 研修提供者は、苦情及び異議申し立ての取扱いについて、文書化した手順を備えていなければならない。その手順には、苦情又は異議申し立ての原因分析の結果から導かれた是正及び/又は予防措置を必要に応じて取ることを含めなければならない。

苦情及び異議申し立ての解決が自機関の対応では解決出来ない場合は、研修提供者承認機関が関与すること、及び IAQG 認可移行研修コースの教材及び評価方法に関する苦情及び異議申し立てについては JRMC を通じ IAQG に上告することをこの手順の中に含めること。

4.8.2 研修提供者は、研修生全員に、苦情又は異議申し立てを行なう権利があることを研修コースの開始時に通知しなければならない。要求がある場合、苦情又は異議申し立ての詳細手続を文書で提供しなければならない。

4.8.3 研修提供者は、苦情主及び異議申し立て主に、苦情又は異議申し立ての結果と、その結果に対して研修提供者承認機関又は (IAQG 認可移行研修コースの教材及び評価方法に関する場合は) JRMC へ上告する権利があることを、文書で通知しなければならない。

4.8.4 研修提供者は、すべての苦情及び異議申し立ての記録、及びそれらについての研修提供者

の決定の結果の記録（IAQG からの回答結果を含む）を維持しなければならない。

4.9 移行研修コース提供のための要求事項

4.9.1 研修生の受講資格

4.9.1.1 JIS Q 9100 : 2009 に基づく航空宇宙審査員または航空宇宙産業経験審査員の資格への移行を希望する研修生は、受講前に SJAC9010 に基づき JRMC が承認した審査員認証機関より JIS Q 9100 : 2004 の航空宇宙審査員または航空宇宙産業経験審査員の資格を取得しなければならない。

4.9.1.2 研修提供者は、研修生が 4.9.1.1 項及び（該当する場合）研修提供者の設定した前提条件に合致していることを移行研修コースの受講前に確認しなければならない。

研修提供者は、移行研修コースに正規の研修生の妨げにならない範囲で 4.9.1.1 項及び（該当する場合）研修提供者の設定した前提条件に合致しない研修生を受け入れてもよい。

また、他の IAQG セクター承認による航空宇宙審査員または航空宇宙産業審査員の資格所有者を受け入れても良い。尚、研修提供者は、移行研修コースを合格修了した研修生に対し、証明書等の発行において 4.9.1.1 項の正規の研修生と同等に取り扱わなければならない。

4.9.2 e-learning 研修

4.9.2.1 研修生は、4.9.3 項の対面研修への参加に先立ち、IAQG 認可研修コース開発者が提供する JIS Q 9100:2009 版に関する e-learning 研修を修了しなければならない。

4.9.2.2 研修提供者は、4.9.3 項の対面研修に先立ち、研修生が e-learning 研修を修了していることを確認しなければならない。研修提供者は、e-learning 研修の未修了者を対面研修に参加させてはならない。

4.9.3 対面式研修

4.9.3.1 対面式研修のクラスの規模、出席

研修生の数は、1 クラス当たり 8 名以上 12 名以下でなければならない。前提条件に合致しない研修生（4.9.1.2 項参照）がいる場合はこの数も含むものとする。

4.9.3.2 対面式研修の教材

研修提供者は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、IAQG 認可研修コース開発者が提供する教材を使用しなければならない。

尚、当該教材への追加や削除は認められない。

4.9.4 期間と構成

移行研修コースは IAQG 認可研修コース開発者が提供する研修日程に基づき、連続する日に実施するものとし、連続しない移行研修コースを実施する場合は研修提供者承認機関による事前承認が必要である。通訳を通じて移行研修コースを提供する場合、計画された移行研修コースを成功裡に終了するために必要とする時間を加えてもよい。

4.9.5 移行研修コース提供は二人以上の講師により行われ、講師は移行研修コースの全期間中活発に関与し指示と評価を行わなければならない。追加の講師又は訓練中の講師を特定の項目または活動に使ってもよい。しかし、移行研修コース提供に対して全般にわたり責任がある講師を一人置くこと。特定の活動(例えば、簡単なクイズ又はチェックリスト作成)で、指導も評価も必要がなく、かつ、説明、又は助言のために講師がその場にいる必要のない場合であっても、最低一人の講師がその場にいなければならない。又、試験が正しく行われることを保証するため、試験の行われている間、講師はその場にいなければならない。

4.9.6 講師は、時間割、コース内容、規格の要求事項、講師の指導の仕方、及びその他のコース要求事項への配慮を含め、コースを効果的に運営管理しなければならない。

4.9.7 研修で使用する規格類の準備

- a) 研修生は、JIS Q 9100:2009, SJAC9101 (D) 及び 9100 FAQ, 9101 FAQ を各々所持すること。
- b) 研修提供者は、JIS Q 9100:2009 及び SJAC9101 (D) をテキストの一部として供給するか、移行研修コース受講に際し各研修生に持参させること。
- c) 研修提供者は、JIS Q 9100:2009 及び SJAC9101 (D) を所有していない研修生に貸すことができるようにしなければならない。
- d) 研修提供者は、IAQG の HP (<http://www.sae.org/iaqg/projects/9101faq.pdf>) より 9100:2009 および 9101 (D) の FAQ (英文) を入手し、研修生に配布しなければならない。尚、参考として航空宇宙品質センターが提供する和訳版 (<http://www.sjac.or.jp/jaqg/index.html> より入手可能)を英文版とともに配布してもよい。
- e) 研修提供者は、その他 IAQG 認可研修コース開発者が指定する規格類を準備しなければならない。

4.10 研修生の評価

研修生は、IAQG 認可研修コース開発者が提供する評価システムにより研修期間を通じた講師による継続した観察評価(インタビュー含む)及び試験(知識試験及び適用性試験)の組合せにより、全ての研修項目に対する到達度を測定される。

単に移行研修コースの受講を希望する研修生の場合は、これらの評価を省略してもよい。

(4.9.1.2 項及び 4.11.2 項参照)

4.10.1 試験（再試験：4.10.4 項を含む）

試験（知識試験及び適用性試験）は、IAQG 認可研修コース開発者が提供する電子式試験を使用して行われる。研修提供者は研修生が公正に受験できるように PC 等の必要な環境を準備しなければならない。

研修生は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、研修提供者の指示により試験中に使用することを許可される資料を参照することができる。

試験が正しく行われることを保証するため、試験の行われている間、少なくとも一名の講師はその場にいないなければならない。

4.10.2 継続した観察評価

講師は、各々の研修生について移行研修コース期間中の継続した観察評価として IAQG 認可研修コース開発者が提供する継続的観察評価システムに必要なデータを入力しなければならない。

4.10.3 評価結果の通知

試験（知識試験及び適用性試験）及び継続した観察評価（インタビュー含む）による組合せ評価の結果（点数及び合否）は、IAQG 認可研修コース開発者が提供する評価システムにより、各研修生に直接通知される。研修提供者は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意により IAQG 認可研修コース開発者から、あるいは研修生との事前の合意により研修生から結果を入手することができる。

参考：試験（知識試験及び適用性試験）の最低合格点はいずれも 80% である。適用性評価結果は適用性試験結果及び継続的評価の結果（インタビュー含む）の組合せである。また、結果は、研修終了後、10 労働日以内に通知される。

尚、合格者は、IAQG 認可研修コース開発者を通じて固有識別番号が付与された合格証を IAQG より授与される。

4.10.4 再研修及び再試験

4.10.4.1 知識試験が不合格となった研修生は、再試験を受けることができる。再試験の最低合格点は 80% である。移行研修コースの最終日から再試験受験までの期限は定めない。

4.10.4.2 知識試験に合格したが、適用性評価結果が不合格となった研修生は、適用性評価結果の点数に応じて研修提供者に以下を申し出ることができる。

a) 適用性評価結果の点が 60%～79% の場合

IAQG 認可研修コース開発者が提供する適用性再試験を受験する。

参考：再試験の最低合格点は 80% である。

尚、適用性再試験は 2 回まで受験可能である。2 回目の受験で合格点に満たない場合は、再度、全移行研修コース(対面式研修)を受講しなければならない。移行研修コースの最終日から再試験受験までの期限は定めない。

また、研修生は、再試験を受験する代わりに新たに全移行研修コース(対面式研修)の受講を選択することができる。

b) 適用性評価結果の点が 60%未満の場合

再度、全移行研修コース(対面式研修)を受講しなければならない。

4.11 証明書

4.11.1 研修提供者は、本文書に基づく移行研修コースを合格修了した研修生に修了証明書を発行しなければならない。

修了証明書は、次の事項を満たさなければならない。

- a) 研修提供者承認機関が承認した移行研修コースであることを表記する。
- b) 該当する場合、研修提供者承認機関のロゴマークを表記する。
- c) 証明書には IAQG が発行した合格証の識別番号を表記する。
- d) 必要に応じ研修提供者が定める識別番号を表記してもよい。
- e) 研修提供者承認機関に登録している通り、移行研修コースの名称を表記する。
- f) 移行研修コース名、移行研修コース番号（もし、あれば）及び移行研修コース実施日により移行研修コースを特定する。
- g) 研修生の氏名を記載する。
- h) すべての情報は証明書の片面に印刷する。

4.11.2 研修提供者は、単に移行研修コースの受講を希望する研修生の場合で、試験及び観察評価を受けなかった研修生に参加証明書を発行してもよい。参加証明書の表現は、当該研修生が単に移行研修コースに参加・出席したということだけが明確に判るようにしなければならない。

また、参加証明書には研修提供者承認機関のロゴマークを付けてはならない。

4.11.3 研修提供者は、参加証明書が、審査員認証機関には受理されないことを、交付と同時に文書で研修生に知らせなければならない。

4.11.4 修了証明書及び参加証明書のデザインと内容及びそれらのいかなる変更については研修提供者承認機関によって承認されなければならない。

5. 研修提供者承認機関に対する要求

研修提供者承認機関は、研修提供者承認機関の判断により IAQG 認可移行研修コースに対する承認を省略してもよい。但し、その場合、研修提供者が発行する修了証明書への研修提供者承認機

関のロゴマークの使用を含め、研修提供者に対して、本文書に規定される、研修提供者承認機関が関与する範囲（要・不要等）を明確にしなければならない。

注：4.2 1), 4.7, 4.9.4, 4.11.1 a) b) e), 4.11.4 参照。

6. 本文書の責任

6.1 JRMC は、JIS Q 9100 の認定機関、品質マネジメントシステム認証機関、審査員認証機関、研修提供者承認機関、研修提供者及び審査員に対する要求事項、並びにその認定に関する事項を管理する組織であり、この文書の管理、見直し、承認及び実施の責任を持つ。

6.2 品質マネジメントシステム認証機関、審査員認証機関、研修提供者承認機関及び研修提供者は、この文書の適用又は実施に関するすべての問題について JRMC に照会することができる。

JRMC は、当該問題の解決に当たり、IAQG の他のセクターと調整を要する事項がある場合は、JRMC による決議の前に IAQG OPMT と調整を実施する。

この規格に関する問題の結論は、JRMC により決定されるが、IAQG OPMT との調整事項は、IAQG OPMT による決定が最終となる。